

平成28年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 7 号	平成28年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月7日
議案第 1 8 号	平成28年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (賛成多数)	
議案第 3 0 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 1 号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 2 号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 3 号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 4 号	宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	否決 (賛成少数)	
議案第 3 5 号	公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 6 号	公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 7 号	公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 8 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 9 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 0 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 1 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 2 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 3 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	



平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第17号 平成28年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

平成28年度予算の概要

業務の予定量	給水戸数 10万2,400戸
	年間給水量 2,511万5,300m <sup>3</sup>
	一日平均給水量 6万8,809m <sup>3</sup>
収益的収入及び支出	事業収益 49億3,959万5千円
	事業費用 48億4,485万5千円
	収支差引 9,474万円の黒字
資本的収入及び支出	資本的収入 33億6,299万9千円
	資本的支出 58億2,366万9千円
	収支差引 24億6,067万円の不足
	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てん

論 点 水道事業予算の妥当性について

<質疑の概要>

問1 水道事業会計の経営予測は。

答1 資金残高は、平成27年度の決算見込み額で25億7,700万円余であるが、平成28年度の予算では、阪神水道企業団への加入負担金や下水道事業会計への出資金、大口定期への資金運用等により約13億円にまで減少する見込み。ただし、平成29年度以降は、病院事業会計と下水道事業会計への貸付金が返済されること等により少しずつ回復し、平成31年度には40億円前後の資金を確保することができる。その後、資金残高が少しずつ減少し、平成37年度には13億6,100万円余になると予測している。

問2 だんだん資金不足が出てくる予測であるが、将来的には料金値上げを検討することになるのか。

答2 阪神水道受水に伴う料金改定は予定していないが、平成37年度以降には資金残高が10億円を切る可能性もあるため、その際には料金改定の検討をせざるを得ないと考えている。料金改定の検討に当たっては、効率化の徹底等、企業内での努力をすることが前提であると考えている。

問3 管路の耐震化の終了予定年度は。

答3 阪神水道企業団からの受水に関する施設整備の終了後に、耐震化の事業量をふや

す予定である。長期にわたる事業であるため終了予定年度は設定していないが、毎年度継続して事業を行っていく。

問4 営業課業務の包括委託によりお客さまセンターが開設され、2年半ほど経過したが、どのような評価をしているのか。不都合なことはないか。

答4 人件費と物件費について削減効果が出ており、あわせて収納率の向上や、ペイジー口座振替の受付による口座振替率の向上、苦情件数の減少、納付相談の件数、訪問や架電等回数が増加等、市民サービスは向上しているものと考えている。包括業務委託について特に不都合な点はないが、偽装請負とならないよう職員に徹底している。また、平成29年度を目標に、残る個別の委託業務についても1者に委託し、包括業務委託の拡大を目指したい。

問5 監査委員から、上下水道局の公用車について、稼働率の低い車両が2台あることが指摘されている。7カ月ほど使用していない状況であるが、リース料は発生している。どのような状況なのか。また、いつごろまでに結論を出す予定か。

答5 2台のトラックについて指摘されており、1台は緊急時の対応のため発電機を積載しており、もう1台は現場等への資材運搬に使用しているもの。消防等に貸し出しもしているが稼働率は低い。平成28年度において、下水道車両の活用などで、1台のトラックを使わない状況にできるかを検証し、可能であれば廃止を検討したい。本年の梅雨頃までには判断をしたいと考えている。また、現在のリース契約期間終了の平成29年4月には、稼働率の低いものについて廃止を検討したい。

問6 浄水場の業務については、委託することも検討していただきたいが、浄水場職員の業務内容はどのようなものなのか。

答6 主な業務内容として、原水や沈殿池、ろ過池といった水処理工程ごとの施設状況の監視、薬品の注入状況の監視、実測、配水池の水量や節水状況の監視、場内での施設の巡回点検を職員が共同で行っている。

問7 浄水場において、急な夜間勤務の欠員があった場合に、勤務を交代した職員は時間外勤務手当となり、1晩でおおよそ5万2千円の手当額になる。本年度に、多い職員では13回の夜間勤務を時間外勤務で行っているが、どう考えているのか。

答7 改善すべきことと認識し、労働組合とも協議を進めている。夜間勤務の交代を事前に計画的に行うことで、超過勤務ができるだけ発生しないよう改善すると同時に、やむを得ない事由により緊急で交代が必要な場合は、できるだけ代休を取得するよう取り扱いを改めていきたい。

問8 急な夜間勤務の交代が発生する理由として多いものは何か。

答8 病気、子育て、本人の体調を理由とした休暇の取得によるものが多い。

問9 夜間勤務の交代が常態化していることが問題の根幹であり、突然休むことは当然あったとしてもこれだけ多く発生しているのはおかしい。上下水道局の他に夜間勤務があるのは消防や病院だと思うが、ほかでも夜間勤務の交代がこんなに発生しているのか。

答9 夜間勤務の交代について、消防と病院に確認したところ、こんなに多くはないと聞いている。上下水道局でこのような勤務実態があったことについては、市民に誤解を与えるような勤務形態になっていたと認識している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第18号 平成28年度宝塚市下水道事業会計予算

議案第34号 宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

**（議案第18号）**

平成28年度予算の概要

業務の予定量

年度末水洗化人口 23万人

年間総処理水量 2,647万7,480m<sup>3</sup>

一日平均処理水量 7万2,541m<sup>3</sup>

収益的収入及び支出

事業収益 47億5,549万4千円

事業費用 44億3,420万5千円

収支差引 3億2,128万9千円の黒字

資本的収入及び支出

資本的収入 17億3,497万2千円

資本的支出 34億1,525万3千円

収支差引 16億8,028万1千円の不足

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん

**（議案第34号）**

持続的かつ安定的に下水道サービスを提供していくために、企業としての経営努力に加え、必要最小限の下水道使用料の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、公衆浴場の営業に伴う汚水以外の汚水に係る使用料について、現行から平均で約18.5パーセントの引き上げを行おうとするもの。

**論 点 1 （議案第18号） 下水道事業予算の妥当性について**

**<質疑の概要>**

問1 平均改定率18.5%の下水道使用料の値上げを行うと、今後10年間の下水道事業会計の経営状況はどのように変わってくるのか。

答1 平成28年度の第2期分から平均18.5%の下水道使用料の増額改定を行い、平成31年度以降に、上下水道事業審議会からの答申で求められている平均36%まで増額改定とした場合の資金残高の試算をしており、平成27年度の決算見込みで約1億8千万円の資金残高が、平成28年度は使用料改定により、約3億4,700万円の資金残高となる予定である。その後、平成30年度にはおよそ1億円にまで資金残高が減るが、平成31年度の使用料改定により、平成37年度には、約18億円の資金残高が確保できるものと考えている。

問2 下水道事業は都市インフラであり、生活基盤の維持である。公営企業であるが現状での独立採算での黒字経営は難しいと思われる。その中で、10年ほど前に70%程度あった一般会計からの繰入金、行財政改革で44%にまで減らされている。一般会計からの繰入金増額については市長部局と協議しているのか。

答2 今回の料金改定に際して、企業努力は当然に必要とした上で、繰入金の増額も検討すべきとの審議会の答申内容も踏まえて市長部局と協議を行った。その結果、平成30年度までの3年間で2億1千万円の繰入金の増額となった。

問3 平成31年度に再度使用料増額改定の予定とのことだが、平成31年度以降、水道事業や一般会計からの財政支援はどうしていく予定か。財政支援を受けずに使用料改定で対応する予定なのか。

答3 現在、平成31年度にどの程度の使用料改定が必要か未定であり、平成30年までの3年間で一般会計からの繰入金2億1千万円と水道事業からの出資金2億1千万円を受けることなどにより、必要な使用料の改定率は下がる見込みである。そのため、平成31年度以降の一般会計からの財政支援については、現在のところ予定していない。今後、企業努力による水道事業会計での経営健全化により、上下水道局内のさらなる支援が可能かどうかの検討も十分に踏まえながら、慎重に検討したいと考えている。

## 論点2 (議案第34号) 値上げの妥当性について

### <質疑の概要>

問4 水道料金や下水道使用料は厚生労働省の定めた生活扶助基準の中に含まれており、生活困窮世帯に対する福祉減免制度については、監査委員から指摘され、上下水道事業審議会でも議論されている。生活困窮世帯に対しては、福祉減免制度ではなく、他の手だてで救済すればよいのではないか。

答4 生活困窮世帯への救済は、本来福祉施策の中で行うべきものと考えているが、平成25年度以降、生活扶助基準が平均で約7.3%と大幅に引き下げられ、国からこのような制度については自治体ごとに判断するように求められている。この制度については廃止も検討したが、当面は、生活扶助基準引き下げを踏まえて現行の制度は維持することとし、将来的な制度のあり方については継続して検討していきたいと考えている。

問5 使用料の値上げにより、貧困の格差が広がり、福祉施策において扶助基準の引き下げもあるため、ますます滞納者がふえるという悪循環につながる。福祉減免制度は今後も維持していただきたい。他市の減免制度の状況は。

答5 阪神間で本市以外に減免制度があるのは川西市。三田市は消費税分だけであり、それ以外は元々ないか、既に廃止されている状態である。

問6 経営改善の取り組みのうち、民間委託の推進については、どういったことを考えているのか。

答6 浄水場の運転管理業務の委託が大きな課題である。現時点では労使交渉等ができておらず実施時期については未定であるが、できるだけ早期に取り組んでいきたいと考えている。一浄水場を完全に委託した場合の1年間の効果額は約2,300万円。夜間のみ委託の場合は約950万円の効果額を見込んでいる。

問7 汚水管路維持管理業務包括委託を導入した場合の効果額として年1億円の効果額を見込んでいる。その額の算出は、現在の汚水管路維持管理業務費用の総額10億円に、他市で国のモデル事業として行っている管路の包括委託の削減効果率10%をかけた形で算出している。このモデル事業の内容は、管路長寿命化及び耐震化のための調査が大部分であり、本市は、既にこれらの調査は完了し、包括委託の対象は管路の維持管理だけである。この削減効果率は当てはまらないのではないかと。

答7 この削減効果率は一般的な事例として採用したものであり、本市の現状になじまない部分もあると思われる。本市が委託できる内容としては、管路の清掃や点検、つまりが発生した場合の対応等であり、来年度以降、本市としての包括委託のあり方を検討したい。

問8 今回の値上げによる、下水道使用料収入の増額の見込みは。

答8 平成25年度決算をベースに数字を算出すると、平均18.5%の改定率でおよそ3億5,600万円余を試算している。ただし、平成28年度については、10カ月分となるため、額はもう少し下がる。

問9 今回の値上げにより市民に負担をかけることについては、今まで市民に対して周知してきたのか。

答9 平成27年3月に提出された、上下水道事業審議会からの答申についてはホームページ等に掲載しているが、それ以降に具体的に値上げを検討しているといった周知は行っていない。

問10 今回条例が可決されなかった場合はどうなるのか。

答10 今回の値上げは、一般会計からの財政支援や、水道事業から下水道会計への出資を行うこと、さらには下水道事業の経営健全努力とセットで考えており、否決となった場合、現在、毎年度7億円程度の資金不足が発生してくる状況のため、できるだけ速やかに再度提出したいと考えている。

問11 仮に6月議会で再提出となった場合、効果額にどれくらいの差が出るのか。

答11 今回条例が可決されれば6月からの値上げとなり10カ月分の効果額となるが、

6月議会での可決となると、9月以降の値上げとなり7カ月分の効果額となる。

#### 自由討議

委員A 値上げに反対する委員の意見は、経営改善していないとか、市民に説明できないといった内容のものであるが、値上げしなかった場合、結局赤字になり、いつかは破たんするという状況についてはどうするべきと考えているのか。値上げしなかった場合の財源を示さないと、無責任であり、否決するという事は、値上げとセットで考えている一般会計や水道事業からの財政支援にも関係し、影響が大きいと思うが。

委員B 値上げにまったく反対している訳ではない。適切な経営健全計画の提示があれば賛成はできる。また、行財政運営に関する重点取組項目の改善数値の根拠も不明確で、賛成する方が無責任である。しっかりとした改善内容を提示して、再度6月に条例改正の議案を提案するのであれば納得するつもりである。値上げを今までせずずっと放置してきたことには責任がある。

委員A 確かに、今まで値上げを放置してきたことは問題であり、本来もっと早くに値上げしておくべきことであつたと思うが、今回ようやくこういう議案が提案されたもの。ペナルティを科すような形で継続審査とするのはあまりよくない。各委員も値上げの必要性は理解していると思う。各委員からのさまざまな意見をしっかりと受け止めて実行していただければいいのではないか。

委員C 賛成しようと思っていたが、委員の質疑に対して上下水道局の姿勢として満足のいく回答が得られていない。反対というよりも賛成できない。

委員D 本日の質疑の中で企業努力のポイントはいくつもあつたが、その実行を全部待っていたら、値上げがいつになるかわからない。それよりも赤字にならないよう食い止める観点でできるところからやっていくことが必要だと考える。ただし、本日委員が指摘したポイントは確実に改善すると約束してほしい。

委員E 値上げはやむを得ないという思いで本日は出席した。しかし、市民に納得いただけるような話を聞かせてほしいと思って資料も請求していたが、改革内容が納得のできるものではなかった。また、民間委託についても協議も開始されておらず、早急に進められるのではと思うようなこともできていない。まずは、できることを早急に取り組み、改めて説明を受け判断したい。今の状態では、判断を下すには材料が不十分と考える。

委員F 本日の議論では、内容が不十分であり、やはり市民に大きな負担を与えるような値上げはすべきではない。

委員G 値上げで市民に負担をかけるのなら、市民にしっかりと説明ができるようなものが必要だが、答弁や資料が不十分であり、これでは市民に十分な説明ができない。また、市民負担増には反対であり、3月定例会で可決し、4月1日からの実施では、到底、市民の納得は得られない。

委員A 市民に値上げについて説明するのは、条例を可決してからでないといけない。今回の値上げについては理解はできた。理由を聞き、理解できれば、市民にも説明できる。理解できないのであれば、もっと質疑し理解すればよいのでは。

委員B 値上げするなど言っているのではなく、必要性は理解している。上下水道事業審議会の委員からも指摘があるように、もっと経営健全化の内容を示さないといけないはず。出されてきた改善内容が、精査されていないことが理由である。

#### <質疑の概要>

問12 自由討議での意見を聞いての上下水道局の見解は。

答12 まず、料金改定はもっと早い時期に対応すべきであったと反省している。また、議会への提案についても、もう少し早い時期にする必要があったと考えている。経営改善について、これまでも市民に負担増を求める以上、経営改善をするよう求めてきた。今回、職員にも給与削減の対応をさせてもらおうと取り組んできたところである。内部での問題発見や自浄作用についても、市全体で一から見直す方向で対応したいと考えている。さらに、市民への周知については、本議案可決後速やかに、市民に十分説明できるよう取り組みを進め、全力を上げて説明をしていきたいと考えている。

問13 包括委託やPFIなどの民間力の活用も必要だとは言われているが、進んでいない。これを機に、市全体でPFIを進めていく方向で検討委員会等を立ち上げてしっかりやってほしい。

答13 PFIや民間委託も含めて、速やかに何ができるのかを考え、必要な検討をしていきたい。

#### 討 論

(議案第18号に反対、議案第34号に反対)

討論1 値上げを前提に作成されている、市民に大きな負担を与える予算案及びその料金改定には賛成しかねる。

**(議案第 34 号に賛成)**

討論 2 反対すべき点は多々あるが、値上げをこれ以上遅らせると全体的な行財政改革が遅れてしまう。市全体の枠組みで考え、賛成する。

**(議案第 18 号に賛成、議案第 34 号に反対)**

討論 3 水道事業会計、下水道事業会計とも経営改善が必要な中で、値上げをするのも市民の税金である一般会計から繰入を行うのもどちらも市民に負担を求めることになる。値上げの提案まで十分な期間があったはずであり、もっと市民に説明できる内容を示してほしい。PFIについても、もっと早くから計画すべきであり、今からでも始める覚悟をしてほしい。また、福祉減免制度の廃止についてもこの機会にしないとできなくなる。すべての市民に公平公正なルールとし、社会的弱者には別途救済する制度を作って対応すればよい。今回の条例改正には反対するが、値上げは必要と考える。

**(議案第 34 号に反対)**

討論 4 経営改善を進めるといった答弁は今までずっと聞いてきたが、今回値上げを決める段階になっても、目新しい経営改善策が出されていない。また、全体的な体質改善を進めるような経営をしていくためには、人員不足が大きな課題である。改善には時間もかかると思うが、今の状況だと、市民も納得しないと思うし、私も納得できていないので、議案第 34 号には賛成できない。

**(議案第 34 号に反対)**

討論 5 単に問題を先延ばしにするために反対している訳ではない。ただ、できるだけ早急に改善する表明をしていただきたいのと、先日の浄水場職員の人件費の問題が新聞に掲載されたことを考えると、今まで以上に市民は値上げに対してシビアになると思われる。値上げをするからには改善努力を具体化し、賛成できるようにしてから議案を提案してほしい。それを期待して議案第 34 号には反対する。

**審査結果**

議案第 18 号 可決 (賛成多数 賛成 5 人、反対 2 人)

議案第 34 号 否決 (賛成少数 賛成 2 人、反対 5 人)

議案番号及び議案名

議案第30号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為により本市に帰属した山手台東5丁目きんもくせい公園及び川面2丁目公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 山手台東5丁目きんもくせい公園内の斜面の勾配はどの程度になるのか。

答1 勾配の比率が1:1.8であるため、傾斜角度は約30度となる。

問2 山手台東5丁目きんもくせい公園では、斜面の上側には転落防止のためのフェンスがあるが、下側にはフェンスはない。今後子どもが入らないように整備していくのか、このままとするのか。

答2 斜面上側の公園の平場部分の周囲に、1メートル10センチの転落防止柵を設置しており、基本的には斜面地に入入りできない形状になっている。また、低木の植栽により、子どもたちが通れないようになっている。

問3 山手台東5丁目きんもくせい公園の斜面下側にはフェンスがない。公園からボールが飛び出すことも考えられ危険である。開発事業者が、フェンスの設置や植栽を植えるなど、安全に配慮するルールづくりが必要ではないか。

答3 当該公園はボール遊びができる公園として造られていないため、そのような構造にはなっていない。手前には低木の植栽があり、ある程度ボールの飛出しは防げるが、小さなボールが飛び出す可能性もあるため、ネットや植栽の追加での対応を検討する。本市では、開発許可制度の手引きを平成27年4月に定めており、交通対策等に関して柵や塀を設置することとしている。また面積的にゆとりがあれば、植栽を設け利用者の安全の対策を講じることとしている。

問4 阪神・淡路大震災の際には、公園が炊き出しの場や物資の集積場などに活用されたが、山手台東5丁目きんもくせい公園には、車の乗り入れはできるのか。

答4 公園はすべて管理用車両の出入りのため、車止めを外して出入りできるようになっており、山手台東5丁目きんもくせい公園についても、4カ所あるうちの1カ所は車の乗り入れができるようになっている。

問5 公園に日陰がないと夏場は暑くて誰も来ない。山手台東5丁目きんもくせい公園に植えられている樹木が成長して日陰ができるのは何年後ぐらいか。

答5 公園の名前のとおりきんもくせいをふんだんに植樹した特徴的な公園であり、きんもくせいはあまり大きくなる木ではないため日陰はあまり期待できない。木の生育状況を見ながら、高木の植樹やあずまやの設置を検討したい。

問6 川面2丁目公園で子どもが遊んでいるのを見ると、ボールが低木の後ろ側の斜面に転がり取りに行っている。斜面が急で危ないので、ボールが転がっていかないように低木部分にネットを張るなどできないか。

答6 要望があるなら、ネット等によりボールが転がっていかないような対応を検討する。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第31号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>長期優良住宅認定制度において、既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定制度が、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能基準への適合認定制度が、それぞれ追加整備されることを受け、それに伴う認定申請手数料を定めるとともに、その他所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 市内に長期優良住宅はどれくらいあるのか。また、長期優良住宅の認定を受けるとどのようなメリットがあるのか。</p> <p>答1 市内には約1,900棟の長期優良住宅を認定しており、長期優良住宅に認定されると所得税の控除額や不動産取得税の控除額の増額や固定資産税の低減期間延長などのメリットがある。</p> <p>問2 市民への周知は行っているのか。</p> <p>答2 市では啓発等を行っていないが、所得税等の優遇措置があり、若干コストは上がるが長期間耐久性の高い住宅となるため、ハウスメーカーや分譲事業者などがメリットとして活用している。</p>
<p><b>自由討議</b> なし</p>
<p><b>討 論</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>

平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第32号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

青葉台地区における地区計画の都市計画決定にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は用途に関する事項等の制限を建築基準法に基づき、当該地区計画区域内における建築物の制限として追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 商店等の建築ができるということになるか。

答1 基本的には戸建ての住宅を建築するものであるが、住宅で、店舗を兼ねるもののうち延べ面積の2分の1以上が居住部分で、事務所、食堂、喫茶店、美容院、クリーニング店、自転車店、パン屋、米屋等やそれに類似の店舗であれば建築できる。

問2 建築物の容積率、建ぺい率、高さの最高限度等の制限は検討しなかったのか。

答2 地域のまちづくりルール検討委員会で検討し、建築してはならない建築物と建築物の敷地面積の最低限度以外は制限をかけていない。

問3 当該まちづくりルール検討委員会は、まちづくり活動団体に登録しているか。

また、当該団体の構成は自治会と同じか。

答3 開発まちづくり条例に定める活動団体に登録しており、自治会のメンバーが基本的に検討委員会のメンバーである。

**自由討議** なし

**討 論** なし

**審査結果** 可決(全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第33号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、条例で定める対象火気器具等の基準を省令の定めに合わせてため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 今回条例に追加されるグリドル付きコンロは、どの程度普及しているのか。 答1 平成27年4月に発売された機器であり、業界団体やメーカー等にも問い合わせたが、出荷数等からもまだ多くは市場に出ていないとのことであった。また、高級機種であることから、まだあまり普及していないと思われるが、安全性等が高められており、今後普及していくと思われる。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決(全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第35号 公の施設(宝塚市立宝塚園芸振興センター)の指定管理者の指定について

議案の概要

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市立宝塚園芸振興センターの指定管理者として、宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 指定管理者の妥当性について

<質疑の概要>

問1 買い物人数が減っているが、目標は変わらず評価はA。お客様アンケートの意見は自己評価とは異なる。アンケートを真摯に受け止め反映していかないといけないのではないか。

答1 集客目標としては10万人くらい来てほしいと考えており目標値は下げている。買い物人数の減少については、指定管理者とも協議しており、住宅事情等で植木の需要は減っているが、売り上げが上がるようにしていきたい。

問2 所管課と指定管理者との協議だけでは、売り上げの増加は難しいのではないか。第三者の意見なども取り入れ、広い視点で行わないと売り上げは伸びないのでは。

答2 指定管理者でも売り上げの減少については、分析し対応も考えている。また、外部のリサーチ会社に依頼し、店員の評価をし、優秀な店員については、バッジの色を変えるなどしている。

問3 駐輪場の設置要望があったとのことだがどのような内容か。

答3 建物の東側の部分で、以前は駐輪禁止としていたが、現在は駐輪できるようにしている。

問4 選定委員会の採点結果のうち「災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか」の項目が低い、何か理由があるのか。

答4 選定委員に確認したところ、資料には記載があるが、プレゼンテーションの中で、この項目についての説明がなかったためとのことであった。

問5 モニタリング調査の評価において指定管理者の自己評価と担当課の所管評価が同じであるが、適切な評価をしているのか。

答5 適切に評価を行った結果、同じ評価になったものである。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第36号 公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市立農業振興施設の指定管理者として、兵庫六甲農業協同組合を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 指定管理者の妥当性について

<質疑の概要>

問1 全体としてはA評価であるが、選定委員会の採点結果のうち「経費削減のための具体的方策があるか」の項目の得票率が低く、選定委員会からの付帯意見でも、経費削減に努めることとされているが。

答1 スマイル阪神や百貨店、スーパーマーケット等この施設以外での販売により、西谷野菜全体の売り上げは伸びている。全体としてはA評価となっているが、この施設だけを見ると赤字であり、指定管理者が補填をして運営していることから、黒字に近づくよう経費の削減をするようにということで選定委員会から意見が付されたものと理解している。またモニタリング調査等では確認できなかったが、選定委員が現場を確認した際にレジに2人の職員がずっと張り付いていたことについて、1人は他の業務ができるのではないかと指摘があった。

問2 選定委員が西谷地域の人ではない。数回見ただけでは施設のことがわからないのではないか。

答2 選定委員の6人は、市内の公的団体の代表として農会連合会、消費者協会、婦人会からそれぞれ選出。また知識経験者として、マスコミや集客イベント等の知識がある、スポーツニッポン新聞社大阪事業部課長、地域ブランド、観光、商店街の活性化等に見識のある、(株)地域環境計画研究所代表取締役及び市民公募委員で、知識経験者は特に集客や活性化に外部からの視点をいただけて、本市の事情や施設の状況もご存じの方を選定した。

問3 買い物客の減少が続いているが、開館時間は以前から10時のままであるし、入口が道路に面していないため、開館しているかわからないとの声もある。また、生産者から、農産物の持ち込みや売れ残った農産物の引取りのため、何度も農業振興施設に足を運ばないと聞いていると聞いており、スーパーマーケット等に出荷したほうが引き取りがなく都合がよいとの声も聞く。消費者や生産者の声をしっかりと聞いているのか。

答3 買い物客の増加への対応としては、開館時間を9時にするなど検討中である。

また、開いていることがわかるよう旗などを立てるなどで対応をしたい。その他農業者との会話の機会を設けることやイベントの実施などの協議を行っている。生産者に対しては、冷蔵庫を完備することにより、午後から販売する農産物の確保や、売れなかったものの引き取りをなくすなどの取り組みを協議している。

問4 この施設についての広告宣伝は誰が行うのか。道の駅ではなく夢市場では集客力が弱いのではないか。

答4 指定管理者制度を導入施設ため、基本的には指定管理者が行うことになるが、市の施設であるため市でも広報を行う。新名神高速道路が開通すれば、より広い範囲から人が来るため、集客については工夫が必要であると考えている。

問5 非公募で指定管理者を選定しているが、指定管理者がやる気を持って運営できるような方向はあるか。

答5 非公募で指定管理者を指定していることから、この指定管理者でないとだめだと言われるよう、今後5年間の運営を行ってもらいたいと考えている。

問6 (仮称)宝塚サービスエリアと(仮称)宝塚北スマートインターチェンジの供用開始に向け、この指定管理者はどのような取り組みをしているのか。

答6 指定管理者は農業振興施設の裏山約2,000㎡を借り、花を植えるなどし、購入した加工品などを食べたりできるような休憩施設を設けることを計画している。また、サービスエリアでも地域の野菜を使ってもらうように働きかけている。

問7 販売量をふやす取り組みをするにあたって、収穫量はふやすことができるのか。

答7 減反政策により野菜の栽培がふえており、現在10人余り新規就農者がおり、ハウス栽培などで収穫量をふやしている。今後集落営農により売れる野菜を作っていくこととしており、大きさがまばらでもよい加工用キャベツなどにも力を入れる予定である。

問8 消費者が生産者と交流する機会はないか。

答8 農産物の搬入がオープン前であるため、この施設独自での交流の機会はない。市主催のバスツアーでは、生産者と参加者が交流しており、収穫祭などでも生産者との交流はある。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第37号 公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	
<b>議案の概要</b>	
平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市立長谷牡丹園の指定管理者として、長谷牡丹園芸組合を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。	
<b>論 点</b> 指定管理者の妥当性について	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	来園者の目標を毎年6,000人に設定しているが、達成していない。この施設だけでなく、他の施設との連携についての考えは。
答1	スマートインターチェンジを降り、長谷牡丹園までの間に夢市場（農業振興施設）の前を通るため、夢市場や西谷地域のところどころに立ち寄れるような取り組みをする。
問2	リピーターの状況はどのようになっているか。
答2	牡丹の開花時期が4月から5月の間の10日程度であり、花の見ごろを外れた人は残念であるとの評価であるが、見ごろに来園した人は満足し、また来園したいとの意見をいただいている。見ごろをのばす工夫をしていきたい。
問3	長谷牡丹園の指定管理者に牡丹の専門職はいるか。
答3	植木の専門職はいるが、牡丹だけの専門職はいない。牡丹の産地である島根県松江市の大根島との交流でいただいた意見を取り入れていきたい。
問4	西谷地域を中心に、各施設に掲示しているポスターの開園時期は4月下旬から5月末となっているが、開花時期が終われば、閉園の周知をしないと不親切ではないか。
答4	開花状況なども含め、閉園の情報についてもホームページでは周知しているが、ポスターの開園時期については対応できていない。今後に向けて協議する。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 市道路線の認定について
- 議案第45号 市道路線の認定について
- 議案第46号 市道路線の認定変更について
- 議案第47号 市道路線の認定変更について
- 議案第48号 市道路線の認定変更について

**議案の概要**

(議案第38号～議案第45号)

次に掲げる事由により、それぞれ市道路線の新規認定をしようとするもの。

(議案第38号) 私道の市道化対象路線の寄附受納

(議案第41号) 寄附受納済の位置指定道路の認定要件適合

(議案第44号) 土地区画整理法による土地の帰属

(議案第39号、第40号、第42号、第43号及び第45号) 都市計画法による土地の帰属

(議案第46号～議案第48号)

次に掲げる事由により、それぞれ市道路線の認定変更をしようとするもの。

(議案第46号及び第47号) 隣接地の宅地開発行為が完了したことに伴い、その接続部分に係る区間を追加するため

(議案第48号) 都市計画道路の整備に当たり、認定済路線に接続する整備対象区間を追加するため

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 開発事業者から申し出があり、道路幅が基準を満たしていれば市道認定するということか。基準を満たしていない私道について、市民から市道にしてほしいとの要望があった場合はどうするのか。

答1 道路は市民生活に密接なものであり、安定的、継続的に維持されることが不可欠であると考えており、法律に基づき市が管理するものと考えている。基本的には公が管理すべきものと考えているが、道路の公共性などを勘案して認定しなければならないと考えており、基準を設けて認定している。

問2 市道の認定数がふえると管理コストがかかるのではないかと。

答2 道路の現況調査について、郵便局と提携し報告をいただくことや、市民の協力を得る方策も検討したい。

問3 長い階段となっている道路について、手すりが中央部分にしかなく、道路の両側は植栽となっている。植栽が枯れた場合には、斜面となり転落の危険があるのではないかと。

答3 開発コンセプトに基づき、階段の横にも植栽を設けており、中央に手すりを設けることで動線は中央になると考えている。また、両側には植栽の管理がしやすいよう手すりや柵は設置していないが、植栽が道路からの転落防止などになることから、枯れないように維持管理していく。階段については両側に手すりを付けるよう基準を見直したところであり、今後は両側に手すりを設置することになる。

問4 歩行者用道路の中央に街路樹が植えられているが、将来根が張ると道路がでこぼこになり危ない。また、植栽も道路側に伸びてきて歩行者に支障が出るのではないかと。緑化も大切だが、安全の方が大事なのではないかと。

答4 街路樹はネコヤナギであり根はあまり張らない。さらにツリーサークルにより根が浮かないようにしている。緑化は必ず必要ということではないが協定により行っており、市道認定後は市で剪定等の管理を行う。

問5 日常的な道路清掃などの指導は。

答5 現在は居住がないため植栽も手入れされていないが、今後道路アドプト制度など、住民の力も借りて管理していきたい。

自由討議 なし

討論 なし

#### 審査結果

議案第38号 可決（全員一致）

議案第39号 可決（全員一致）

議案第40号 可決（全員一致）

議案第41号 可決（全員一致）

議案第42号 可決（全員一致）

議案第43号 可決（全員一致）

議案第44号 可決（全員一致）

議案第45号 可決（全員一致）

議案第46号 可決（全員一致）

議案第47号 可決（全員一致）

議案第48号 可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第49号 農作物共済に係る無事戻しについて
<b>議案の概要</b>	平成28年度において、平成25年度から平成27年度までの水稻に係る農作物共済について、対象予定者166人、総額の限度額を15万7千円とし、無事戻しをしようとするので、宝塚市農業共済条例の規定により、議会の議決を求めるもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決(全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第62号 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金などが支給される場合において、条例に基づき消防団員などに対して支給される傷病補償年金と休業補償の額に乘じる調整率を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 過去にこの改正の対象となる公務災害の事例はあったか。 答1 昭和52年から平成2年の間に消防団員の休業補償や療養補償は4件あったが、今回改正する障害厚生年金などが支給される場合に該当するものはない。  問2 公務災害に関して、団員が出動する際の防火服等の装備についての条件はあるか。装備していない場合公務災害の審査はどうなるのか。 答2 消防団員には難燃素材の作業服や耐火の防火服等を支給しており、その着用は基本原則であるが、公務災害補償に関して、必ず着用しなければならないという規定はない。消防団員に対しては、より一層の安全管理をしていただくよう指導している。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決(全員一致)